

# 荒川河川整備計画有識者会議規則

(趣旨)

第1条 本規則は、国土交通省関東地方整備局長（以下「局長」という。）が「荒川水系荒川河川整備計画」を作成するにあたり、河川法第16条の2第3項の趣旨に基づいて、学識経験を有する者の意見を聴く場として設置する荒川河川整備計画有識者会議（以下「会議」という。）の組織、委員、会議、庶務その他会議の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(会議の委員及び組織)

第2条 委員は、荒川に関する学識や知見を有する者のうちから、局長が委嘱する。

- 2 委員は17人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、「荒川水系荒川河川整備計画」が策定されるまでとする。
- 4 委員は、非常勤とする。
- 5 委員の代理出席は認めない。
- 6 会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 座長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。
- 8 会議には、関係都県の担当者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 9 座長は、会務を総理する。
- 10 座長に事故があり、参加できないときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の庶務)

第3条 会議の庶務は、河川部河川計画課、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所及び二瀬ダム管理所において処理する。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は座長が定める。

(附則)

第5条 本規則は、平成27年2月13日から施行する。

# 荒川河川整備計画有識者会議運営要領

## (目的)

第1条 本運営要領は、荒川河川整備計画有識者会議規則（平成27年2月13日付け）（以下「会議規則」という。）第4条に基づき、荒川河川整備計画有識者会議（以下「会議」という。）の会議の方法に関し必要な事項を定め、もって円滑な会議運営に資するものである。

## (会議の招集)

第2条 会議は、関東地方整備局長（以下「局長」という。）の要請を受け、座長が招集する。

## (議事録)

第3条 会議の議事については、事務局が議事録を作成し、出席した委員の確認を得た後、公開するものとする。

## (会議の公開について)

第4条 会議については、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、会議に諮り、非公開とすることができる。

2 座長は、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

## (会議資料等の公表について)

第5条 会議に提出された資料等については速やかに公開するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、会議に諮り、公表しないものとする。

## (雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## (附則)

第7条 本運営要領は、平成27年2月13日から適用する。